

台湾港湾労組の抗議行動に全国港湾から代表を派遣

規制緩和による労組つぶしの攻撃とたたかう

台湾では、九〇年代半ばからの規制緩和政策によって、労働組合による労務供給体制から、各港に民間港運会社設立され、その港運事業者が港湾労働者を就労させるシステムになりました。港湾労組は、港運事業者の労働組合否定、組織労働者の排除、既存労働条件の大幅切り下げなどの様々な攻撃を受けています。基隆（キールン）港では、同港港務局の施設の一部を組合事務所としていたが、「組合事務所立ち退き」の攻撃がかけられ、係争事件に発展していました。

台湾港湾労組の楊委員長は、ITF、韓国、日本の代表団の参加に感謝を述べるとともに、国際連帯行動で要求実現する意義を強調し、全国港湾の各組合・地区から連帯のメッセージが届いていることを報告しました。また、組合権の否定につながる組合事務所取りつぶしの不当性と就労権の確保の重要性を強く訴えました。デモ隊は、行く先々で盾と警棒で威圧する警官隊と対峙しながら、申し入れ書を受け取るまで抗議し続け、手渡しました。この行動は、テレビ、新聞でも大きく取り上げられました。

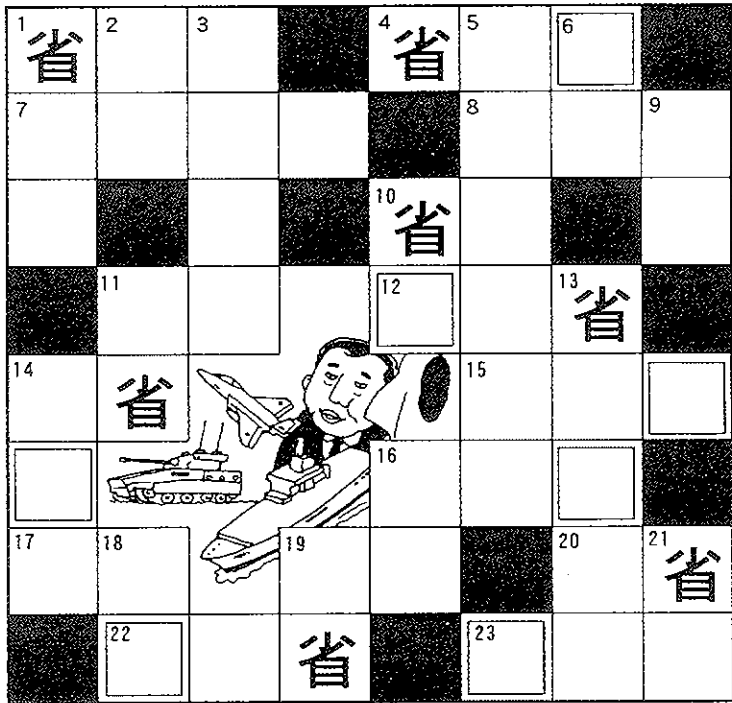
台湾港湾労組は、組合事務所の不当取り壊し問題と船社（ワンハイライン・ヤンミンライン）専用ターミナルにおける就労権の確保と関係行政への抗議・申し入れ行動を行いました。

台湾港湾労組の楊委員長

この問題で、港務局、基隆市との協議による事務所の継続使用を確認してきたにもかかわらずこの問題が再燃し、今回の抗議行動となりました。全国港湾は、幹会でこの抗議行動に対する支援を確認し、岡田副議長と玉田事務局次長を派遣しました。

台湾港湾労組は、組合事務所の不当取り壊し問題と船社（ワンハイライン・ヤンミンライン）専用ターミナルにおける就労権の確保と関係行政への抗議・申し入れ行動を行いました。大きく取り上げられました。

《解き方》「省」は「ショウ」または「セイ」と読んでください。二重ワクの7文字をうまくならべると言葉ができます。それが答えです。答えのヒント・中の絵。



- 11 コノカギ
- 1 平成20年は・・・2008年です
 - 2 ・・・繁盛を祈る初もうで
 - 7 買収に使う金
 - 8 電話の・・・料（通話料）
 - 10 ・・期限切れの食品
 - 11 女性からみた恋人や夫
 - 12 苦戦の末にやっと勝つ
 - 14 年末年始は・・・ラッシュ
 - 15 あの男は正直だが・・・
 - 16 幼児語で、足のこと

- 17 ・・・の大木
- 19 俳人・蕪村の姓
- 20 なが笑い
- 22 ねずみ年の・・・を占う
- 23 まわり道をする



タテのカギ

- 1 日本の法律では満20歳以上です
- 2 並んで作る
- 3 大阪の食い倒れ、京都の・・・倒れといわれる
- 5 「オグシオ」の活躍するスポーツは？
- 6 腰かけ
- 9 もちつきの道具
- 10 日本は・・・高齢化時代
- 11 弱い方に・・・する
- 13 機械化などで手間や労働力を省く
- 14 青年は・・・に燃えている
- 16 あいさつは「おはよう」
- 18 金・銀
- 19 年金で・・・は送れない
- 21 わずかなちがい

「答え」、住所・氏名・所属組合（支部）を書いて書記局まで送ってください。5人の方に図書カードを進呈します。

メール又はファックスでもけっこうです（書記局メールアドレスは一面上）。締め切り日は一月二十五日です。

＜消費期限と賞味期限＞の表示の意味を正しく知ろう

消費期限切れの菓子や売った賞味期限を改ざんしたりするなど、食品偽装事件が相次いでいます。食品の期限表示は食品衛生法と日本農林規格（JAS）法で義務付けられていますが、消費と賞味を混同している人も多いようです。

消費期間はいたみやすい食品につけられ、製造日もおおむね5日以内を目安にしています。安全性についての表示といえます。

これに対して賞味期限は比較的日持ちする食品について、おいしく食べられる限度を示したもので、期限を過ぎたらすぐに食べられなくなるというわけではありません。

日本生協連が04年に実施した調査では、消費期限と賞味期限の定義の違いを知っていた人は3割以下でした。表示の意味を正しく理解することは、賢い消費者になるための一歩です。

全国港湾「連合体」化にむけて準備すすめる

全国港湾は昨年の定期大会で「協議会」から「連合体」化に向けて準備をすすめていくことを決定しました。これにもとづき、現在、準備委員会で議論をすすめています。

全国港湾は、一九六八年四月に各船内労組代表の呼びかけで港労組合懇談会が結成され、その後、日祝日完休闘争のたたかいを経て、一九七二年十一月に現在の全国港湾労働組合協議会を結成し今日に至っています。協議会として三十五年を経過し、産別団交権を確立し、実質的には連合体以上の活動を行ってきました。こうした実績を基本に、港湾の規制緩和が施行され、港湾労働環境が大きく変化するなど、港湾労働の置かれている現状を重視し、外に向かつて「連合体」の組織がたたかう組織として影響力を発揮していくことに重点を置き運動していくことを確認しています。

また、連合体にむけては、各加盟単組の組織運営や上部団体との関係は従来通り尊重していくとしています。具体的には、二月の評議員会に幹事会で検討した構想・骨格を提起し、五月に臨時評議員会を開催して議論し、二〇〇八年の第四十二回定期大会で確認すると同時に、「連合体」結成大会を行うことを幹事会で確認しています。現在、組合費の値上げは行わないことを原則に、執行権限や運営体制、役員構成、運営規約、法人格の取得など、細部にわたり議論を重ねていきます。中央組織と地区組織の現状からは、まず中央組織から「連合体」として発足させ、地区港湾については、それぞれの規程や運営の見直しなどを含め、一年後に連合体をめざすことにしています。